兵庫県公報

平成24年3月13日 火曜日 第 2370 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告示	ページ
○ 管理理容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)	1
○ 管理美容師資格認定講習会の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(道路保全課)	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○同 上(同)	4
○ 土砂災害警戒区域の指定(同)	4
○同 上(同)	5
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分(都市政策課)	6
○ 道路の位置指定の取消し(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○ 道路の位置指定(同)	7
正	
○ 平成24年 3 月 2 日付け兵庫県公報第2367号中 ····································	7

吉 示

兵庫県告示第302号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり 指定する。

平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 主催者の名称及び住所

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏 住 所 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビル B 棟 9 階

- 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
- 3 講習日程

日 程	第1回	第2回
第1日	平成24年9月10日(月)	平成24年10月22日(月)
第2日	平成24年9月24日(月)	平成24年10月29日(月)
第3日	平成24年10月1日(月)	平成24年11月5日(月)

4 講習会場の名称及び所在地

名 称 兵庫県農業共済会館 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3

電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
20名	20名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 大阪市中央区谷町 1-3-1 双馬ビル 4 階401電話 (06) 6942-6453

兵庫県告示第303号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり 指定する。

^^^^^

平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 主催者の名称及び住所

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏 住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

- 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地
 - 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
- 3 講習日程

日 程	程 第1回 第2回	
第1日	平成24年9月10日(月)	平成24年10月22日(月)
第2日	平成24年9月24日(月)	平成24年10月29日(月)
第3日	平成24年10月1日(月)	平成24年11月5日(月)

4 講習会場の名称及び所在地

名 称 兵庫県農業共済会館

所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3

電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
130名	130名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

電話 (06) 6942-6453

兵庫県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年3月13日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年3月13日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路 <i>O</i>) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上福原佐用線	佐用郡佐用町本郷字ホウ田752番から 同 郡同 町本郷字畑ヶ中426番1まで	旧	11.0から 16.0まで 10.0から 14.0まで	128. 0 114. 0	
		新	10.0から 14.0まで	114. 0	

兵庫県告示第305号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

^^^^^^^^^

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。 平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区	域	名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
弦	谷	(1)	佐 用 郡	佐 用 町	弦谷	谷口山	129番の一部、130番の一部、131番 1 の一部、 131番 2 の一部 462番
弦	谷	(2)	佐 用 郡	佐 用 町	弦谷	谷 口	111番の一部、114番1の一部、115番1の一部、116番の一部、119番の一部、121番1の一部、122番、123番の一部、124番の一部、125番、126番の一部、116番地先の道路敷の一部 462番10から462番13までの各一部
弦	谷	(3)	佐 用 郡	佐 用 町	弦谷	道 面谷 口	71番5の一部、71番6、71番7、71番8の 一部、103番1の一部 104番1の一部、104番2の一部、104番4の 一部、106番1から106番3までの各一部、 107番、108番1の一部、108番2の一部、109 番の一部、104番1から104番2に至る地先 の道路敷の一部

^^^^^

兵庫県告示第306号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。 平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区	域	名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
三	谷	(1)	美 方 郡	香 美 町	香住区三 谷	スガ谷	550番、555番の一部、566番の一部、567番の一部、568番1の一部、568番2の一部、569番1の一部、569番2の一部、555番から566番に至る地先の道路敷の一部、555番から566番に至る地先の水路敷の一部
=	谷	(2)	美 方 郡	香 美 町	香住区三 谷	スガ谷	番1、543番2、544番、552番、553番1、554番、555番の一部、552番から555番に至る地先の水路敷の一部
=	谷	(3)	美方郡	香美町	香住区三	寺 谷	521番、521番1の一部、525番2の一部

兵庫県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

^^^^^

平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小茅野 (328010001)	宍粟市山崎町小茅野(別図1のとおり)	地滑り
埋野 (328020001)	宍粟市一宮町百千家満(別図2のとおり)	地滑り
下百千家満 (328020002)	宍粟市一宮町百千家満(別図3のとおり)	地滑り
津羅 (328020003)	宍粟市一宮町福知(別図4のとおり)	地滑り
成る (328020004)	宍粟市一宮町福知(別図5のとおり)	地滑り
福知 (328020005)	宍粟市一宮町福知(別図6のとおり)	地滑り
皆木 (328030001)	宍粟市波賀町皆木(別図7のとおり)	地滑り
倉谷 (328040001)	宍粟市千種町七野(別図8のとおり)	地滑り

		,	
中嶋 (328040002)	宍粟市千種町黒土(別図9のとおり)	地滑り	

(別図1から別図9までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏原 (327010001)	淡路市佐野(別図1のとおり)	地滑り
生穂 (327010002)	淡路市生穂(別図2のとおり)	地滑り
高滝 (327010003)	淡路市生穂(別図3のとおり)	地滑り
大谷 (327010004)	淡路市大谷(別図4のとおり)	地滑り
遠松 (327010005)	淡路市池ノ内(別図5のとおり)	地滑り
福富山 (327010006)	淡路市志筑(別図6のとおり)	地滑り
大町畑 (327010007)	淡路市大町畑(別図7のとおり)	地滑り
江崎 (327030001)	淡路市野島江崎(別図8のとおり)	地滑り
野島大川 (327030002)	淡路市野島大川(別図9のとおり)	地滑り
轟木 (327030003)	淡路市野島轟木(別図10のとおり)	地滑り
大石 (327030004)	淡路市野島蟇浦(別図11のとおり)	地滑り
野島蟇浦 (327030005)	淡路市野島蟇浦(別図12のとおり)	地滑り
石田 (327030006)	淡路市富島(別図13のとおり)	地滑り
小田 I (327030007)	淡路市小田(別図14のとおり)	地滑り
小田 II (327030008)	淡路市小田(別図15のとおり)	地滑り
里 (327030009)	淡路市斗ノ内(別図16のとおり)	地滑り

淡路市斗ノ内(別図17のとおり)	地滑り
淡路市育波(別図18のとおり)	地滑り
淡路市黒谷(別図19のとおり)	地滑り
淡路市生田畑(別図20のとおり)	地滑り
淡路市生田畑(別図21のとおり)	地滑り
淡路市生田畑(別図22のとおり)	地滑り
淡路市尾崎(別図23のとおり)	地滑り
淡路市中村(別図24のとおり)	地滑り
淡路市柳澤(別図25のとおり)	地滑り
淡路市入野(別図26のとおり)	地滑り
淡路市江井(別図27のとおり)	地滑り
淡路市高山(別図28のとおり)	地滑り
淡路市江井(別図29のとおり)	地滑り
淡路市草香北(別図30のとおり)	地滑り
淡路市深草(別図31のとおり)	地滑り
淡路市浦(別図32のとおり)	地滑り
淡路市仮屋(別図33のとおり)	地滑り
淡路市釜口(別図34のとおり)	地滑り
	淡路市育波(別図18のとおり) 淡路市黒谷(別図19のとおり) 淡路市生田畑(別図20のとおり) 淡路市生田畑(別図21のとおり) 淡路市生田畑(別図22のとおり) 淡路市尾崎(別図23のとおり) 淡路市中村(別図24のとおり) 淡路市小野(別図25のとおり) 淡路市入野(別図26のとおり) 淡路市江井(別図27のとおり) 淡路市正井(別図27のとおり) 淡路市正井(別図29のとおり) 淡路市正井(別図29のとおり) 淡路市草香北(別図30のとおり) 淡路市洋草(別図31のとおり) 淡路市浦(別図32のとおり)

(別図1から別図34までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第309号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項第8号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県 民局長から報告があった。

平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社ライブホーム

代表者氏名 大畑晋一

事務所所在地 神戸市須磨区平田町3-4-2

免 許 番 号 兵庫県知事(1)第11293号

免許年月日 平成20年9月17日

2 処分の内容免許の取消し

兵庫県告示第310号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)第15条第1項の規定による 道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取消番号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23淡路位置 廃0001号	24. 2. 28	洲本市上物部字名古ノ鼻171番 3	5. 00	26. 46

兵庫県告示第311号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成24年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23淡路位置	24. 2. 28	洲本市上物部字名古ノ鼻171番3、171番4、	6. 00	44. 20
0005号		173番1の一部	5. 00	3. 10

正誤

○平成24年3月2日付け(兵庫県公報第2367号)

兵庫県告示第252号(阪神間都市計画道路事業の認可(平成24年近畿地方整備局告示第36号))中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
17	下から16	阪神間都市計画道路事業	東播都市計画道路事業
	下から9	阪神間都市計画道路事業	東播都市計画道路事業